

広島市条例第1号

令和8年2月26日

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

第1条 広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第87号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第3条ただし書に規定するもの」を「医薬品医療機器等法第2条第17項第3号に規定する医薬品」に改め、同表第98号中「医薬品医療機器等法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）」に改める。

第2条 広島市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第87号中「第2条第17項第3号」の右に「及び第36条の1第1項第1号」を加え、同表第92号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 5 月 1 日から施行する。